

# 重要な注意事項

今回の指針の改正は、既に開始されている研究にも適用される。2019年5月30日（一定のものは施行後6ヶ月後の11月30日）以降は、猶予期間がなく適応される。

➤【参照:スライド5頁②公的な説明資料(スライド資料)48頁以下～】

学術研究は適用除外となっているが、人体から採取された試料を用いない研究で要配慮個人情報を取得して研究を実施する場合などは「適切な同意」の概念が新設されているため、注意が必要。

オプトアウト(拒否)の情報公開揭示文の記載要件も、特に複数施設共同研究では、原則全ての他の共同研究機関名と責任者を明記する必要など、変更されているので注意が必要。